5月契約分

随意契約の結果の公表

健康福祉部

| 契約の名称又は商品・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の 名称及び所在地 | 契約金額(円) | 地方自治法施行令 の適用条項 | 所管部課 (地方機関) の名称 | 随意契約 とした理由 | 備考 |
|---|---------|--|-----------|-------------------|-----------------------|---|----|
| 令和4年度感染症検査機器定期 点検保守管理業務委託 | R4.5.25 | 有限会社 友田大洋堂 松江市嫁島13-34 | 3,068,560 | 第167条の2第1項第2号 | 保健環境科学研究所 | リアルタイムPCRは、病原体遺伝子を迅速に検出できる極めて高度な技術を擁する機器であり、製造メーカーの代理店でなければ保守点検ができない。また、故障時には迅速な対応が求められるため、島根県内唯一のメーカー特約代理店と契約を締結する。 | |
| 病院総合医養成事業の委託 | R4.5.6 | 島根県立中央病院 病院長 小阪 真二 島根県出雲市姫原四丁目1-1 | 5,000,000 | 第167条の2第1項第2号 | 医療政策課 | 県が地域に必要とされる「病院総合医」を養成し、自治医科大学卒業医師と両輪で医師少数区域等 の病院へ派遣することは政策医療である。島根県立中央病院は、県立病院の使命として、島根県内 全域を対象として地域に必要とされる総合的な診療能力を持つ自治医科大学卒業医の番様ですると ともに、総合診療医の研修プログラムによる県職員医師等の養成実績があるなど、総合医育成の中 核を担っていることから、標記事業を実施できる団体は当該病院以外にないため。 | |
| 令和4年度歯科医療従事者人材 確保対策事業業務委託 | R4.5.27 | 一般社団法人 島根県歯科医師会 松江市南田町141-9 | 1,396,000 | 第167条の2第1項第2号 | 健康推進課 | 当該法人は、公衆の歯科疾患予防を目的に組織され、公衆衛生の普及と予防医学の研究・指導、学 術講演会の開催、歯科関係者の養成指導に関する事業を行っており、本事業を実施することのできる 県内で唯一の専門団体であるため。 | |
| 令和4年度在宅医療介護連携推 進事業「高齢者住まい看取り研修 会」業務 | R4.5.1 | 株式会社シルバーウッド 千葉県浦安市入船1-5-2 プライムタワー新浦安16階 | 1,000,000 | 第167条の2第1項第6号 | 高齡者福祉課 | この研修事業は、平成30年度及び令和元年度厚生労働省老人保健健康増進等事業にて実施したプログラムを活用するものであり、株式会社シルバーウッドが企画実施している。また、研修受講者の満足度は96%を超えており、研修内容の充実がうかがえる。本県においては、第3期介護事業支援計画の中で病院・診療所以外での死亡割合を28.5%(令和元年度)から30,0%(令和5年度)へ増やすことを指標としており、施設や在宅での看取りをテーマとした本研修コンテンツが指標達成の一助となると思われる。よって、当該法人のみが適切に研修事業を行う能力を有することから、株式会社シルバーウッドのほかに委託可能な団体はない。 | |
| 令和4年度(令和3年度の繰越 分)介護職員処遇改善支援事業 実施要綱に基づ事業の支払に 関連した事務委託契約 | R4.5.23 | 島根県国民健康保険団体連合会 松江市学園一丁目7番14号 | 1,116,000 | 第167条の2第1項第2号 | 高齡者福祉課 | 島根県国民健康保険団体連合会は、介護サービス事業所・施設からオンラインで給付申請を受け付けることができるシステムや、介護サービス事業所・施設の振込先口座情報を有しており、事業の目的である補助金の交付を迅速かつ確実に行うことができる唯一の団体であるため。 | |
| 島根県社会的養護自立支援事業 (生活支援事業 里親分その1) | R4.5.1 | 里親個人との契約であり、個人情報保護のため非公表 | 1,115,610 | 第167条の2第1項第2号 | 青少年家庭課 | 本事業は児童福祉法に基づく措置解除となった者を引き続き、生活支援するものである。契約相手方は、対象者の養育を委託されていた里親であり、対象者本人も里親から引き続き 支援を受けることを希望しているため、対象者への生活支援を円滑に実施できるのは当該 里親のみである。 | |
| 令和4年度島根県女性のつながり サポート相談業務 | R4.5.2 | 名称:しんぐるまざぁず・ふぉーらむ出雲(島根) 出雲市今市町1661-19 「比良(ひら)助産院」内 | 4,727,800 | 第167条の2第1項第2号 | 青少年家庭課 | ・内閣府の地域女性活躍推進交付金「つながりサポート型」メニューは、コロナ対策として、時限的、緊急的なものであり、限られた事業期間内において最大の効果を得るには、早期に事業着手し、その後もコンスタントに事業に取り組む必要がある。 ・また、上記交付金は、困難を抱える女性が対象であり、かつ、こうした女性を従来から支援してきた民間団体に委託実施することが求められている。 ・中でも、感染症拡大の影響が大きく、特に支援が必要となってくるシングルマザーを対象とした相談等を実施できる団体に委託することにより、これまで支援が行き届いていない女性を幅広く支援につなげていこうとするもの。 ・しんぐるまざあず・ふぉーらむ出雲(島根)は、過去11年間にわたり県下でシングルマザーの支援活動を継続しており、専門家等との連携や開催ノウハウを兼ね備えているため、上記要件を満たしている。・上記要件を満たす民間団体は、県内に当該団体1団体しか存在しない。・以上より、本業務を確実に遂行できる体制を十分に整えている委託先は、しんぐるまざあず・ふぉーらむ出雲(島根)以外にはない。 | |
| 首都圏等での出会い創出イベント 「島コン」企画運営業務委託 | R4.5.10 | 株式会社MYTURN (江津市江津町46) | 2,322,144 | 第167条の2第1項第2号 | 子ども・子育て支援課 | 同趣旨のイベントを複数回実施した実績や、島根との繋がりやUIターンを希望する者のコーディネート等を行うノウハウを有しているなど、本業務を円滑にかつ効果的に事業を実施できる唯一の委託先であるため. | |
| 令和4年度島根県薬剤師確保対 策事業業務委託 | R4.5.6 | 松江市千鳥町8番地 一般社団法人島根県薬剤師会 会長 | 2,500,000 | 第167条の2第1項第2号 | 薬事衛生課 | 地域全体の薬剤師及び薬局を包括できる適当な組織が一般社団法人島根県薬剤師会しかないため | |
| 食育・健康づくり推進に係る県民 への啓発活動に関する業務の委 託 | R4.5.25 | 島根県食生活改善推進協議会 浜田市金城町久佐イ586-10 | 1,210,000 | 第167条の2第1項第2号 | 健康推進課 | 当協議会は、県内全域に組織しており、地域に根差した食育・健康づくりの啓発活動を行っている実 縁がある。かつ、県内全圏域に対して派遣対応(地域住民へに啓発等)することが可能である事業者 は他になく、本事業を実施できる唯一の組織であるため。 | |

| 契約の名称又は商品・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の 名称及び所在地 | 契約金額(円) | 地方自治法施行令 の適用条項 | 所管部課 (地方機関) の名称 | 随意契約 とした理由 | 備考 |
|---|---------|---|------------|-------------------|-----------------------|--|----|
| 松江保健所におけるパルスオキシメータ管理及び自宅療養者健康観察(書類の整理等)に関する業務の委託 | R4.5.27 | 株式会社JTB山陰支店 島根県松江市朝日町477-17 松江SUNビル7階 | 11,277,470 | 第167条の2第1項第2号 | 健康福祉総務課 | 本委託業務は、保健所に委託先職員が常駐した上で、自宅療養者へ迅速かつ確実にバルスオキシメータを受け渡す業務である。 パルスオキシメータを受け渡す業務である。 パルスオキシメータは、新型コロナウイルス感染症自宅療養者の健康観察時に必要不可欠であり、その管理から配送までを迅速かつ確実に行う必要性があるほか、現在、新型コロナウイルス感染者数が増加傾向であることから、令和4年6月1日から必要な人材を確保し、保健所に常駐させるには、経験、知識を特に必要とする業務である。他県において実績のある数社に打診したところ、短期間に適切な人材を確保し令和4年6月1日から保健所において業務を開始できると回答した事業者は、本見積相手方のみであったことから、本件業務を行える唯一の事業者である。本委託業務は、保健所に委託大阪員が常駐した上で、自宅療養者へ迅速かつ確実にバル | |
| 出雲保健所におけるパルスオキシメータ管理及び自宅療養者健康観察(書類の整理等)に関する業務の委託 | R4.5.27 | 株式会社JTB山陰支店 島根県松江市朝日町477-17 松江SUNビル7階 | 8,956,744 | 第167条の2第1項第2号 | 健康福祉総務課 | 本委託業務は、保健所に委託先職員が常駐した上で、自宅療養者へ迅速かつ確実にバルスオキシメータを受け渡す業務である。パルスオキシメータは、新型コロナウイルス感染症自宅療養者の健康観察時に必要不可欠であり、その管理から配送までを迅速かつ確実に行う必要性があるほか、現在、新型コロナウイルス感染者数が増加傾向であることから、令和4年6月1日から必要な人材を確保し、保健所に常駐させるには、経験、知識を特に必要とする業務である。他県において実績のある数社に打診したところ、短期間に適切な人材を確保し令和4年6月1日から保健所において業務を開始できると回答した事業者は、本見積相手方のみであったことから、本件業務を行える唯一の事業者である。 | |
| 令和4年度島根県特定医療費(指定難病)・小児慢性特定疾病支給認定に係る窓口業務及び書類審査等の委託 | R4.5.31 | 株式会社JTB山陰支店 島根県松江市朝日町477-17 松江SUNビル7階 | 27,306,651 | 第167条の2第1項第2号 | 健康福祉総務課 | 数社に打診したところ、短期間に適切な人材を確保し令和4年6月1日から保健所において業務を開始できると回答した事業者は、本見積相手方のみであったことから、本件業務を行える唯一の事業者である。 | |